

農業委員会の事務適正化対策について

農業委員会事務運用に対する苦情及び問題点	「農業委員会の適正な事務実施について」（22年12月22日一部改正）等による適正化指導
・3条許可申請の事務の流れが判らない。 ・申請から許可までが遅い。ローンの関係があるので、すぐに許可できないのか。 ・提出書類の不備で、何度も再提出を求められた。 ・申請書を持って行ったら、今月の受付は閉め切ったので、来月回しだと言われた。 ・申請書の記入が難しく、何度も書き直された。 ・相談に出向いたら、対応が冷たく、申請書の書き方や必要な資料がよく解らなかった。結局、何度も出し直した。 ・申請書を出したのに、いつまで待っても許可が下りない。 ・許可の予定日を聞いたら、確約できないからと、教えてくれなかった。 ・従来、標準処理期間の設定は「努める」となっていた。 ・農地取得の相談に出向いたら、下限面積の制限により不許可だと言われた。 ・下限面積の設定理由を聞いたら、従来から変わっていないと言われた。本気で新規就農者を増やそうという気があるのか。 ・下限面積（別段面積）の見直しが規定されていなかった。	「農業委員会の適正な事務実施について」（22年12月22日一部改正）等による適正化指導 1 農地法第3条許可事務処理の事前周知（適正化通知） ホームページ等に以下の資料を掲示し、広く周知を図ることにより、全ての農業委員会における事務処理の均質化及び農地法第3条許可事務の透明化を図る。 ①「農地の売買、贈与、賃借等の許可等の概要」 ・許可基準及び申請から許可までの流れを解り易く解説 ・申請書受付締切日、総会開催日、標準処理期間を明記 ・迅速な許可事務に努める旨を明記 ・下限（別段）面積及び設定理由を明記 ②「申請書記入マニュアル」 ・申請書の具体的記入方法を個人、農業生産法人、一般法人の別に作成し、申請者の目線で解説 ③「必要書類一覧」 ・申請に当たっての必要書類を網羅的に整理し情報提供 2 申請者側に立った相談事務（指導） 相談事務に当たっては、上記マニュアル等の説明及び以下の資料を配付し、申請時の書類不備を防止 ④「必要書類チェックリスト」 ・申請者毎の申請時の必要書類の明確化 3 申請書受理後の事務の透明化（指導） 申請書受理時に、以下の資料を配付し、許可書交付までの流れを説明することにより事務処理に対する不信感を払拭 ⑤「申請書受付のお知らせ」 ・申請書受付日、書類審査・現地調査の実施、総会予定日、許可書交付予定日、問い合わせ先を明記 4 農地法第3条許可基準事例集（仮称）の作成（指導） 広く農地法第3条許可基準への理解を深めるため、各農業委員会における相談及び不許可内容を基に、全国農業会議所において作成し、順次ホームページ等へ掲示 5 標準処理期間の目標日数の公表（適正化通知） 農地法第3条許可事務に係る標準処理期間を全ての農業委員会で必置とし、ホームページ等で公表 6 下限面積（別段面積）及び設定理由並びに毎年の見直し・公表（適正化通知） 毎年、地域別の農家経営規模別分布状況及び利用状況調査結果等に基づく別段面積の設定・修正の必要性の有無の組織決定を行い当該検討結果・理由をホームページ等で公表